

## 議案第 5 号

定例教育委員会資料
平成 26 年 10 月 22 日
文化課
課長：那須野雅好 担当：山田真一
内線：763-261

タイトル	安曇野市博物館条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	改正の趣旨について
要旨	「安曇野市博物館条例施行規則」第 7 条中に引用の条項ズレが認められるため改める。
説明	<p>「安曇野市博物館条例施行規則」（平成 18 年教育委員会規則第 17 号）第 7 条中に引用の条項ズレが認められるため改める。 趣旨承認後、法規審査委員会での審査等を経て、改めて教育委員会定例会に付議したい。</p> <p>(添付文書等) ・新旧対照表</p>

新旧対照表  
 ○安曇野市博物館条例施行規則 (平成18年教育委員会規則第17号) の一部改正

改正後	改正前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第6条 第4条の規定は、条例第15条に規定する利用料金の減免について準用する。この場合において、第4条第1項中「条例第12条の規定による使用料等」とあるのは「条例第15条の規定による利用料金」と、「博物館使用料等減免申請書 (様式第5号)」とあるのは「その理由を記載した申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、「施設使用料」とあるのは「展示室等利用料金及び設備・器具利用料金」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「博物館使用料等減免決定書 (様式第6号)」を交付するものとする。「利用料金減免決定書を交付しなければならぬ」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第7条 第5条の規定は、条例第16条に規定する利用料金の還付について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第13条ただし書の規定により使用料等」とあるのは「条例第16条ただし書の規定により利用料金」と、「博物館使用料等還付申請書 (様式第7号)」とあるのは「その理由を記載した申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用中」とあるのは「利用中」と、「使用中」とあるのは「利用中止」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「博物館使用料等還付決定書 (様式第8号)」を交付するものとする。</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第6条 第4条の規定は、条例第15条に規定する利用料金の減免について準用する。この場合において、第4条第1項中「条例第12条の規定による使用料等」とあるのは「条例第15条の規定による利用料金」と、「博物館使用料等減免申請書 (様式第5号)」とあるのは「その理由を記載した申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、「施設使用料」とあるのは「展示室等利用料金及び設備・器具利用料金」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「博物館使用料等減免決定書 (様式第6号)」を交付するものとする。「利用料金減免決定書を交付しなければならぬ」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第7条 第5条の規定は、条例第16条に規定する利用料金の還付について準用する。この場合において、<u>同条第1項中「条例第12条ただし書の規定により使用料等」とあるのは「条例第16条ただし書の規定により利用料金」と</u>、「博物館使用料等還付申請書 (様式第7号)」とあるのは「その理由を記載した申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用中」とあるのは「利用中」と、「使用中」とあるのは「利用中止」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「博物館使用料等還付決定書 (様式第8号)」を交付するものとする。</p>